

遺贈（遺言）による寄付

遺贈・相続・香典 による寄付

遺贈（遺言）による寄付、相続財産（遺産）からの寄付、
香典からの寄付をお考えのみなさまへ

岩手県共同募金会では、長年のご努力により築かれた財産を、
地域社会のために役立てたいとのご希望を持っておられる方やそ
のご遺族の方々からの寄付の受入、相談に応じており、受け入れ
た財産は岩手県共同募金会が責任を持って地域社会のために役立
てさせていただきます。

岩手県共同募金会への寄付金は岩手県内での社会福祉事業など
に役立てられますが、障がい者や児童養護施設に入所している児
童など、特定の分野への寄付を指定いただくこともできます。

なお、寄付金につきましては、お住まいの市町村（地域を指定）
のため、または岩手県内全般の地域福祉のために役立ててほしい、
あるいは複数年にわたって活用してほしいなど、ご本人の意思を
尊重いたします。

寄付先としては、岩手県共同募金会のほか、地域福祉を推進す
る民間団体である市町村社会福祉協議会があります。

遺贈とは、遺言によりご自分の財産の全部または一部を特定の個人や団体
に贈与したり寄付したりすることです。

生前に遺言書を作成して、財産の一部を受入人として岩手県共同募金会を
指定することができます。

ご自身が亡くなった後、財産を社会的に役立てたいと希望されている場合
は、遺言書を作成し、そのご意志を確実に示しておくことが必要です。

民法で定められている遺言の一般的な方法として「公正証書遺言」「自筆証
書遺言」があります。

遺言書の作成に当たっては、弁護士、司法書士などの信頼できる専門家に
ご相談されることをお勧めします。

必要な手続き

- 1 遺贈（遺言）による寄付をお考えのときには、岩手県共同募金会に
ご連絡ください。
- 2 遺言の内容を確実に実現させてくれる遺言執行者を指定していただく
ことになります。（遺言執行者には弁護士、司法書士、信託銀行などに
依頼することが多くなっています。）
- 3 遺言書の作成が必要です。

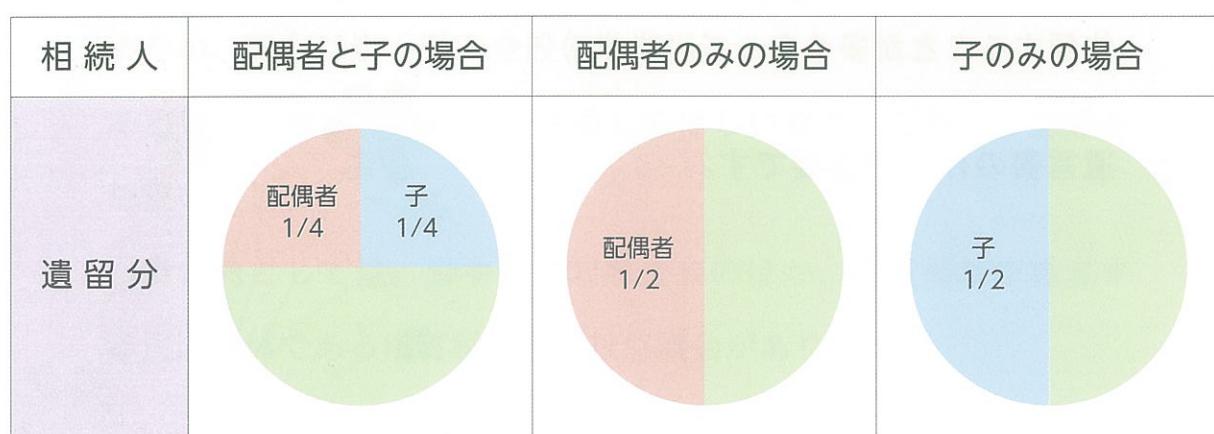


<遺言公正証書への記載例>

○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 印印印印	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 印印印印	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 印印印印	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 印印印印
遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確な事を承認し、左にそれぞれ署名捺印する。			
<p>遺言公正証書</p> <p>本職は、遺言者○○○○の嘱託により、証人○○○○、及び証人○○○○の立会いのもとに、次とおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。</p> <p>第一条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者をして換価させたうえ、その換価金から換価にかかる諸経費、遺言執行者に対する報酬及び遺言者の債務・負担を控除した残額を、社会福祉法人岩手県共同募金会（岩手県盛岡市三本柳八地割一番三）に遺贈する。 （遺贈する財産の表示） 一、○○○○ 二、○○○○ </p> <p>第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。 （遺言執行者の表示） 弁護士 ○○○○ </p>			

遺留分

- 遺留分とは、民法に定められている相続にかかる規定として法定相続人に保障されている最低限の相続分です。例えば次の図のようになります。
- ご寄付いただく場合は、この遺留分を侵害しない範囲でご指定いただくことになります。



色部分は遺留分以外にあたります

遺言の方法

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<p>①公証人役場で 2 人以上の証人（公証役場で費用を払って依頼も可能）が立ち会いのもと、ご自分（遺言者）の遺言内容を公証人に口述して伝え、公証人が遺言書を記述します。</p> <p>②本人と証人が記載内容を確認した後、署名・押印して完成します。</p> <p>※証人となることができない者（民法 974 条） 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。</p> <p>1 未成年者 2 推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族 3 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人</p>	<p>①全文と日付および氏名を自書し、押印します。</p> <p>②遺言者がご逝去された後、家庭裁判所の検認が必要です。</p>
保管場所	原本は公証人役場で保管され、ご自分と遺言執行者等で正本・謄本を保管します。	保管は自らの責任で行います。
優れた点	<p>①公証人が作成するので、内容が明確になり、証拠性も高く無効になる恐れはほとんどありません。</p> <p>②偽造、変造、紛失の恐れがありません。</p> <p>③検認手続なしで執行できます。</p>	<p>①誰にも知られずに作成できます。</p> <p>②費用がほとんど発生しません。</p> <p>③作成替えが容易です。</p> <p>④証人の捺印が不要です。</p>
ご留意いただく点	<p>①証人 2 人の立会が必要となります。</p> <p>②費用が発生します。</p>	<p>①家庭裁判所で検認手続が必要です。</p> <p>②遺言の用件を満たしていないと無効になる等、形式の不備や、内容が不明確になりやすく、後日トラブルが発生する可能性があります。</p> <p>③偽造、変造、隠匿の恐れがあります。</p> <p>④発見されない可能性や発見が遅れる可能性があります。</p>



相続財産(遺産)からの寄付による税制上の優遇措置

相続された財産の一部を地域社会に貢献したいという故人のご意志により、岩手県共同募金会へご寄付いただくことができます。
(平成27年1月から相続税の法が改正されました)

相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相談人数} = \text{基礎控除額}$$

法定相続人が配偶者と子2人の場合の計算例

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

※相続財産が5,000万円の場合、基礎控除額を超えた200万円に対する相続税の申告が必要です。

相続財産からのご寄付は申告によって相続税について税制上の優遇措置を受けることができます。
社会福祉法人岩手県共同募金会は、租税特別措置法施行令第40条の3に掲げる社会福祉法人であることから、ご寄付いただいた相続財産には相続税が課税されません。

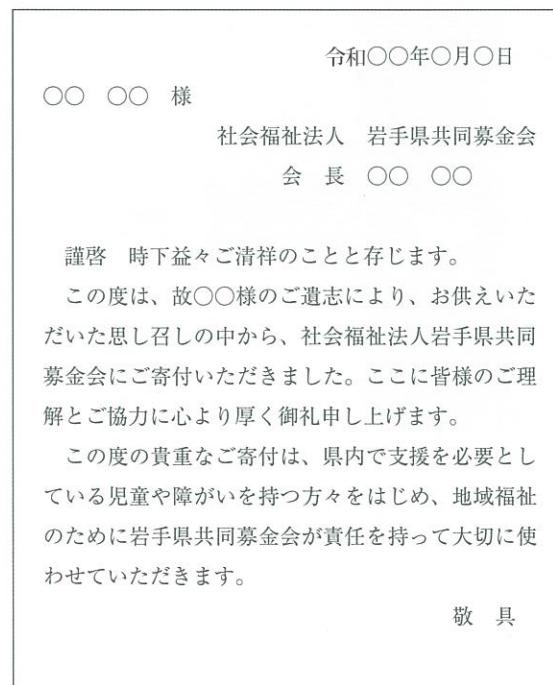
非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）にご寄付いただき、税務署に岩手県共同募金会が発行する領収書を添付して相続税の申告をしていただく必要があります。

※今後、法改正された場合は、その内容が適用されます。

香典からの寄付

ご葬儀で香典をいただいた方々への香典返しは品物が一般的ですが、この香典返しにかえてご寄付いただく方法で、個人やご遺族の方々が地域社会に貢献したいお気持ちを生かすことができます。

香典返しにかえてご寄付いただいた場合は、ご遺族様から会葬の方々へお送りいただくため「お礼状」を岩手県共同募金会でご用意いたします。



感謝状の贈呈

寄付金額に応じて次の種別ごとに感謝状を贈呈させていただいています

～個人の場合～

種 別	社会福祉法人 岩手県共同募金会 会長 感謝状	社会福祉法人 中央共同募金会 会長 感謝状	厚生労働大臣 感謝状	紹綬褒章
金 額	2万円以上 20万円未満	20万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上

▼岩手県共同募金会 感謝状（見本）

